

## 第2章 計画の基本フレーム

### 1 将来人口

本計画の将来人口は、神栖市人口ビジョン（平成27年度策定）が目指す将来人口と同様とし、2022年の人口を現状維持の約95,000人とします。

また、年齢3区分別人口では、14歳以下の年少人口が13,136人（13.8%）、15～64歳の生産年齢人口が59,318人（62.4%）、65歳以上の高齢者人口が22,622人（23.8%）とします。

（単位：人、%）

	2005年	2010年	2015年	2020年	2022年	2025年
総人口	91,867	94,795	94,522	94,947	95,076	95,270
年少人口 （14歳以下）	15,078	14,759	13,760	13,223	13,136	13,006
	16.4%	15.6%	14.6%	13.9%	13.8%	13.7%
生産年齢人口 （15～64歳）	63,684	64,171	61,123	59,727	59,318	58,704
	69.3%	67.7%	64.7%	62.9%	62.4%	61.6%
高齢者人口 （65歳以上）	13,105	15,865	19,639	21,997	22,622	23,560
	14.3%	16.7%	20.8%	23.2%	23.8%	24.7%

\* 2005～2015年が実績値、2020～2025年が推計値（神栖市人口ビジョンの推計値）



## 2 土地利用の方針

本市の土地利用は、鹿島開発に伴って進められてきた都市づくりの特徴を踏まえ、国道124号を基軸とした沿道型商業・業務系土地利用や重化学工業と漁業の拠点としての産業系土地利用、面的に広がる住宅系土地利用などの都市的土地利用と優良農地、河川などの自然的資源を活用した田園・緑地系などの自然的土地利用の均衡を保ちながら、豊かな自然と都市が調和した環境にやさしい都市づくりを基本とします。

### 1 都市的土地利用の基本的考え方

#### (1) 商業・業務系

商業・業務系の土地利用は、広範な地域の人々に様々なサービスなどを提供する高次都市機能の集積する商業・業務地の形成を図り、本市の顔として広域的な求心力を高めます。

さらに、南北に細長い本市の地形などから、市民の利便性を確保するために、骨格となる国道124号沿道や地域ごとに日常の生活圏を支える商業・サービス機能の充実・強化を図ります。

#### (2) 産業系

産業系の土地利用は、工業・生産系や流通・業務系の企業立地と操業環境の向上を図るため、港湾機能の強化や道路など都市基盤の整備を推進します。

また、波崎漁港の充実を図り、沖合漁業及び沿岸漁業の拠点基地として整備を推進します。

#### (3) 住宅系

住宅系の土地利用は、次の3つの区域を設定し、多様化する市民の住環境に対するニーズに応えるように努めます。

- 市街化区域において、専用住宅を主体とし、良好な住環境の保全を図る区域
- 市街化区域において、住宅を主体としつつ、生活利便性を支える商業・流通業務施設などの用途を許容する区域
- 市街化調整区域における集落は、自然的環境との共存と定住環境の維持を図る区域

### 2 自然的土地利用の基本的考え方

#### (1) 田園・緑地活用系

本市の豊かな田園環境や水辺環境は、農業や観光、スポーツ・レクリエーションなど、本市の魅力と活力の向上を支える重要な自然資源となっています。

これまでと同様に、自然環境を都市活動や産業活動の一部として有効に活用しながら、地区特性に応じ、自然資源の無秩序な土地利用転換を防ぎつつ、適正な自然資源の保護と利活用を進めます。

## (2) 田園・緑地保全系

豊かな自然環境を有する海岸域や河川域などにおいては、水の郷として人々の生活を育んできた貴重な本市の自然資源として残していくために、国定公園や海岸保全区域など諸制度の適切な運用により、無秩序な開発を抑制し、今後も適切に保全していくものとします。

## 3 現況の土地利用

